新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 介護予防認知症対応型通所介護
  - 第1節 基本方針(第4条)
  - 第2節 人員及び設備に関する基準
    - 第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護 (第5条一第7条)
    - 第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (第8条一第10条)
  - 第3節 運営に関する基準 (第11条-第40条)

- 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第41条・第42 条)
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 第1節 基本方針(第43条)
  - 第2節 人員に関する基準 (第44条―第46条)
  - 第3節 設備に関する基準 (第47条・第48条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第49条―第65条)
  - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第66条—第69 条)
- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
  - 第1節 基本方針(第70条)
  - 第2節 人員に関する基準 (第71条一第73条)
  - 第3節 設備に関する基準(第74条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第75条-第86条)
  - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 8 7 条一第 9 0 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第 115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づ き、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項及び指定地域密着型 介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

- (2)指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者 又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (3)利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防 サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払わ れる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サー ビスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の 従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤 の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則等)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 地域密着型介護予防サービス事業者について、法第115条の12第2項第1号に 規定する条例で定める者は、法人とする。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護 (以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法 第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の 原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅に おいて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機 能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活 機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

- 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
  - (1)生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認め

られる数

- (2)看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3)機能訓練指導員 1以上
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、 常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなけ ればならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇 に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位 の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第一号。以下「新居浜市指定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において

- 同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければな らない。
- 7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修(平成18年厚生労働省告示第149号。

以下「厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示」という。) 第2号に掲げる研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1)食堂及び機能訓練室
  - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した 面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
  - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さ を確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (新居浜市指定地域密着型サービス基準

条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下 同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において 同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(新居浜市指定地域密着型 サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条 第1項及び第44条第6項第2号において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人 福祉施設(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指 定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号におい て同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、 入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数 は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用 型指定認知症対応型通所介護事業者(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第64 条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型 指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。 以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあって は、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認 知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第 71条又は新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第110条 、第130条若し くは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たし

ているものとみなすことができる。

(利用定員等)

- 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41 条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。)、指定地域 密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。 第79条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居 宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介 護予防サービスをいう。第79条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービ ス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をい う。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。 第79条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりな おその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において 同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)につい て3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第2号に掲げる研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第11条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による

提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに その旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する 重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力すること により文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使 用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防 認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者 資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条 の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会 意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければ ならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法第8条の2第18 項に規定する介護予防支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であっ て必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けてい る要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行 わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担 当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。第67条第2号において「指定介護予防支援等基準省令」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は 福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次条において「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計

画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の 必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、 当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により 利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項 を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しな ければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者 からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用 者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して 行う送迎に要する費用
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の

範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護 予防サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5)前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ て、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。第52条第4項において「利用料等に関する指針」という。)の定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及 び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見 を付してその旨を市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2)偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第25条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合

- は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (管理者の責務)
- 第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者(第6条又は第10条の管理者をいう。以下この条及び第42条において同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下 この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第5条第4項又は第9条第1項 の利用定員をいう。第29条において同じ。)
  - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護 予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護

事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得 ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所 防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものと する。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な 措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従 業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事 項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又 はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものと してはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその 従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、 金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症 対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求め があった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければな らない。

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、 当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の 事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(地域との連携等)

- 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らな ければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供 した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が 派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努め なければならない。

(記録の整備)

- 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計 に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
- (1) 第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5)第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

- 第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知 症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営 むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービ スの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方 法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければなら ない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2)指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の 日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目 標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期 間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。
  - (3)介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4)指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通 所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説 明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通

所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に 交付しなければならない。

- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を 図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (7)指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格 を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮 して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11)介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を 記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指 定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を 踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所 介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第43条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者につい ては、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介 護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者を いう。以下この章において同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 通わせて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例 第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章に おいて同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 事業と指定小規模多機能型居宅介護(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第8 1条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所 における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利 用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以 上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、 推定数による。
- 3 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は 准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤

務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第 4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所(同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所という。以下同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護できる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をい

- う。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤 務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第3号に掲げる研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第3号に掲げる研修を修了している者(第67条において「研修修了者」という。)を置くことができる。
- 1 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の 職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(新居浜市 指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所をいう。以下この項において同じ。)の職務(当該指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、指 定夜間対応型訪問介護事業者(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第47条第 1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(愛媛 県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平 成24年愛媛県条例第62号。以下この項において「愛媛県指定居宅サービス等基準 条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪 問看護事業者(愛媛県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪 問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、 これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。
- 2 前項本文及び新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の規定に かかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の 管理者をもって充てることができるものとする。
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法 第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護 老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び 第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有 する者であって、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第2号に掲げる研修

を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第4号に掲げる研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

- 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第85条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通い サービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章にお いて同じ。)を定めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで
- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで

(設備及び備品等)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、

浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

## (2) 宿泊室

- ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

- 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービ ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との 密接な連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居 宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指 導しなければならない。

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該 当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用 料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して 行う送迎に要する費用
- (2)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
- (3)食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6)前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、利用料等に関する指針の定めると ころによるものとする。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(法第54条の2 第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規 定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合に あっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、指定介護予防サービス等の利用に 係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サー ビスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があっ た場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及 びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第56条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
- (1)事業の目的及び運営の方針
- (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サー

ビスの利用定員

- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所防災計画を策定し、 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなけ ればならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業 所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うもの とする。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者 及び利用者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において当面の避難生

活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に 努めなければならない。

(協力医療機関等)

- 第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本 としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて おかなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を 定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等 についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその 居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条 第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの 施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

- 第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第67条第2号に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8)第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

- 第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受 けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活 を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサー ビスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅

介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方 針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科 医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置 かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2)介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏ま えて、指定介護予防支援等基準省令第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定 介護予防支援等基準省令第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サー ビス等の利用に係る計画を作成するものとする。
  - (3)介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
  - (4)介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、 地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努 めなければならない。
  - (5)介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければ ならない。
  - (6)介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、 当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

- (7)指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた 地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加 を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通 いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥 当適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (9)指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機 能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものと する。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11)指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用 していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守 り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しな ければならない。
- (13)介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービス の提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービ スの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多 機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」とい う。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14)介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小 規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。
- (15)第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居 宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第68条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実 に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居 宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保 その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならな い。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図る とともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤 換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(新居浜市指定地域密着型サービス 基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 事業と指定認知症対応型共同生活介護(新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第 109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における 指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。 以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上 とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせ るために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、 推定数による。
- 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療

サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

- 6 前項の計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第5号に 掲げる研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護 老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成 に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の 管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務 に従事することができるものとする。 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第2号に掲げる研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める者及び研修に関する告示第4号に掲げる研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

- 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
- 3 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、 2人とすることができるものとする。
- 4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族 や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事

業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入居及び退去)

- 第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、法第7条第4項に規定する要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、 主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をし なければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、 その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退去の際には、利用者 及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退 去に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年 月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用 者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情 報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1)食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代
- (4)前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応

型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合 には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
  - (3)利用定員
  - (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指 定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め ておかなければならない。
- 2 前項に規定する介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して 日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなけれ ばならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため

に、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員 を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。

(協力医療機関等)

- 第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に 備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関 を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又は その従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償 として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

- 第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
- (1) 第88条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身

- の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6)次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」と、第56条、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価 を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常 生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識し てサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の 様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなけ ればならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

- 第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第70条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1)指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯 科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その 置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2)計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏ま えて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等 を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
  - (3)計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、 通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多 様な活動の確保に努めなければならない。
  - (4)計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければ ならない。
  - (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、

当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

- (6)指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の 人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送 ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (7)指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対 応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わな ければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (9)計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活 介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的 に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提 供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービス の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」とい う。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (10)計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知 症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- (11)第1号から第9号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実 に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の 負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせて はならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう 努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に 応じた活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の施行前に完結した指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する 記録(この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを 除く。)の保存に係る第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項の規定の 適用については、これらの規定中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることがで きる。
- 第3条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。)附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、この条例の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 第4条 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成17年4月1日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。

## 提案理由

介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等が条例に委任されたことに伴い、当該基準等について必要な事項 を定めるため、本案を提出する。